

南のロ公園及び大庄コミュニティスペース維持管理業務委託に係る質問及び回答（全2ページ）

No.	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	募集要項	P.2	3 協働型公園としての目指す姿と現在地	募集要項では、概ね3年程度を目安として地域住民等が主体的に公園の日常的な管理を担う管理体制が形成され、自律的に運営されている状態を目指しているとのあるが、3年の間にそうした状態に近づき、例えば園内清掃の一部を地域住民等に担ってもらった場合に、受託者の判断で、不要となった維持管理経費相当分を地域住民等に還元することは可能であるか。	本市が目指す協働型公園は、将来的には地域住民等が主体的に公園の日常管理の一部を担う体制の形成を目指すものです。一方で、本業務委託については、仕様書及び募集要項に基づき、受託者により必要な維持管理水準を確保していただくことを前提としています。そのため、受託者の判断により委託業務を地域住民等へ代替させることは想定していません。なお、ご質問のように、業務委託契約締結後に地域住民等が管理の一部を担う状況となり、委託内容の見直しが必要となる場合には、別途協議のうえ対応を決定することとなります。
2	募集要項	P.2	3 協働型公園としての目指す姿と現在地	協働型公園であったとしても、公園管理者として一定の経費は負担する必要があると考えるが、上記1の質問で不可とするならば、協働型公園の目指す姿に、公園管理者として協働型公園にすることで経費の縮減も効果として考えているとすべきではないか。	本市が目指す協働型公園は、公園の魅力向上や地域との関係性の強化、持続可能な管理体制の形成を主な目的とするものです。そのため、協働型公園の推進は、直ちに管理経費の縮減を主目的とするものではありません。一方で、地域協働の進展により、結果として管理手法の効率化等につながる可能性はあると考えていますが、現時点において経費縮減を前提とした制度設計としているものではありません。なお、協働型公園であっても、公園管理者として必要な維持管理水準の確保については、本市が責任を持って対応していくものと考えています。
3	募集要項	P.2	3 協働型公園としての目指す姿と現在地	「概ね3年程度を目安として、地域住民等（サポーター）が主体的に公園の日常的な管理（清掃、除草、水やり等）を担う管理体制が形成され、自律的に運営されている状態を目指している。」とあるが、これが達成された後、本業務委託は大幅に縮小又は廃止する方向を考えているのか。	本市が目指す協働型公園は、地域住民等が主体的に公園管理の一部に関わる体制の形成を目指すものですが、本業務委託の縮小又は廃止を前提としているものではありません。一方で、将来的な管理のあり方については、地域協働の進捗状況や公園の利用状況等を踏まえながら検討していくものであり、現時点で方向性を固定的に定めているものではありません。なお、公園管理者として必要な維持管理水準の確保については、本市が責任を持って対応していくものと考えています。
4	募集要項	P.3	4（2）業務内容②地域協働推進業務	今回、募集されているのはあくまで公園の維持管理について、サポーターや地域団体との協働推進業務であり、マルシェや音楽等のイベント企画運営の協働推進業務ではないととらえてよいか。	本業務は、公園の維持管理業務を主たる業務とし、これに加えて地域協働の推進に関する業務を含むものです。地域協働については、地域団体等が主体となって取組を企画・実施することを基本としています。例えば、マルシェや音楽イベント等について地域団体等が企画した場合に、本業務の範囲において地域と協働して取り組むことについては差し支えありません。なお、本業務は、イベントの企画・実施そのものを必須の業務として求めるものではありません。
5	募集要項	P.3	7 提案上限額	大物公園維持管理業務と同様に、提案上限額【4,716,000】円の維持管理業務と地域協働推進業務の内訳を示してもらうことはできないか。	提案上限額については、維持管理業務及び地域協働推進業務を含めた総額として設定しています。業務ごとの内訳については示していませんので、募集要項及び仕様書を踏まえ、提案内容に応じて見積を行ってください。
6	募集要項	P.6	14留意事項（1）－①	「一部のみの提案は認めない。」とあるが、一部のみの提案とは、どのようなことを指すのか。	「一部のみの提案」とは、本業務において求める業務内容のうち、維持管理業務又は地域協働推進業務など、特定の業務のみを対象とした提案を指します。
7	特記仕様書	P.5	別表第1、清掃	「規定回数以上で要望等により必要となった場合の清掃・落ち葉清掃」とあるが、その場合のコストは、受託者が負担するのか。	軽作業として「規定回数以上で要望等により必要となった場合の清掃・落ち葉清掃」を行う場合は、8.作業内容(1)園内清掃と同様、公園内を清潔な状態に保つためゴミや落ち葉等の清掃を行うものとし、収集したゴミはビニール袋に入れ、指定場所へ集積することとします。（8.作業内容(1)園内清掃のゴミの処理方法について、一部仕様書の修正を行いました。）なお、指定場所については、契約後に委託者と協議の上で決定するものとなります。
8	特記仕様書設計書	P.19	第0015号内訳書	名称・規格の欄で園内清掃「52回/年」となっているが、「22回/年」と、どちらが正しいか。	名称・規格欄の園内清掃「52回/年」は誤表記であり、「22回/年」が正しい数量です。

南の口公園及び大庄コミュニティスペース維持管理業務委託に係る質問及び回答（全2ページ）

No.	資料名	ページ	項目	内容	回答
9	企画提案書	P.3	3（4）安全管理の独自提案	台風等の災害対応については、3（4）安全管理の独自提案に記載してもいいか。	台風等の災害対応について提案いただくことは差し支えありませんが、本項目においては、日常の公園利用における事故防止や安全確保に関する提案を主に想定しています。
10	企画提案書	P.5	(1) サポーター会議棟への関与方法	サポーター会議等への関与方法の記載をする項目があるが、会費等の開催は基本的に土・日・祝日になる見込みか。	令和8年度の開催日程については、現時点では未定ですが、サポーターの中には日中就労されている方も多いため、平日夜間又は土日等での開催となる可能性が高いと考えています。 【参考：過去の開催実績】 令和7年9月20日（土）15時00分～17時00分 令和7年11月1日（土）14時00分～16時30分 令和7年12月6日（土）14時00分～16時30分 令和8年1月17日（土）14時00分～16時30分 令和8年2月7日（土）14時00分～16時30分
11	企画提案書	P.5	6 加算項目	市民雇用提案において、「本事業に従事する全従業員」の定義は、実際に作業に従事する者と、1ページ目にある総括責任者や現場責任者、地域協働型担当も含めた人数であると理解してもいいか。仮にその通りだとして、責任者が市内在住ではあるが既に雇用している場合は、市内雇用を60%以上とするには、新たに雇用した者だけでクリアをしないとけないという理解でいいか。	市民雇用提案における「本事業に従事する全従業員」には、実際に作業に従事する者のほか、総括責任者、現場責任者、地域協働担当等、本業務に従事する全ての従業員を含みます。 また、市内雇用率については、既存雇用者を含めて算定してください。 新規雇用者のみで達成する必要はありません。
12	企画提案書	P.5	6 加算項目	審査の結果通知をもらうまでは、雇用者を決められないのが一般的であると思うが、結果通知をもらって以降、雇用者の募集を行い、市内雇用に向けて当然のことながら努力はするが、業務開始日までに市内在住の応募者がなく、やむを得ず市内雇用ができなかった場合は、企画提案者の書類に虚偽の記載があったとして失格扱いになるのか。	市民雇用に関する提案については、提案時点において雇用が確定していない場合は、予定段階での記載で差し支えありません。 その場合は、市民雇用の実現に向けた考え方や具体的な取組（募集方法、採用時期等）が分かるように記載してください。 その上で、市民雇用の実現に向けた取組を行っていただくことを前提としますが、やむを得ない事情により業務開始時点で市民雇用が達成できなかった場合に、直ちに虚偽記載として失格とするものではありません。